

# 令和5年度3月の給食費精算額について

日頃より学校給食の実施にあたり、ご協力いただきありがとうございます。

給食費は、給食の食材料費相当分をご負担していただくものです。年間給食回数を190回と想定し、小学校・特別支援学校小学部では月額4,200円、中学校・特別支援学校(中学部・高等部)では月額5,000円を給食費として納めていただいております。

## ● 毎年3月は、1年間の給食費の精算を行う月です。

1年間の給食提供回数をもとに1年間の給食費額を個別に精算し、

① 2月分までに請求した給食費額との差額を3月分の給食費として請求する

② 2月分まで納めていただいた給食費額が1年間の給食費額を上回るため、還付を行う

のどちらかとなります。

## 【計算例】 小学校・特別支援学校小学部（1食単価243.15円）

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
給食提供回数 (196回)	14	20	22	13	3	20	21	20	15	16	19	13	
金額 (円)	4,200	4,200	4,200	4,200	0	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	精算

42,000円を納付済み

年間の給食提供回数で精算して給食費額を決定する。

### 例① 年間の給食提供回数が196回の場合

年間の給食費額 47,657円 (243.15円×196回=47,657.4円)

2月までの請求額 42,000円

→ この場合、3月分の給食費は、5,657円となります。

### 例② 年間の給食提供回数が170回の場合

年間の給食費額 41,335円 (243.15円×170回=41,335.5円)

2月までの請求額 42,000円

→ 2月分までの42,000円を納付済みの場合は、665円を還付します。

※ 中学校、特別支援学校中学部・高等部については、1食単価289.47円で同様に計算します。

※ 休校や学級閉鎖により給食を提供しなかった日は、給食提供回数に含んでいません。

※ パン、ご飯、牛乳、おかずの一部の給食を停止している場合は、単価が異なります。

※ 給食費額決定(変更)通知書2枚目左上の「納付方法」欄に「就学援助」又は「教育扶助」とある方については、請求及び還付は発生しませんが、1年間の給食費額をご確認いただくため、通知しています。

今回お送りした「福岡市学校給食費額決定(変更)通知書」の2枚目の見方については、うら面をご覧ください。

(うらへ続く)

[ 決定通知書(2枚目)の見方 ]

**おもて面の例①の場合の表示**

(3月期の請求あり)

	変更前		変更後
1月期	4,200	1月期	4,200
2月期	4,200	2月期	4,200
3月期	4,200	3月期	5,657
合計額	46,200	合計額	47,657

3月期を当初決定していた  
4,200円から5,657円に変更決定。

↓  
3月期の給食費として  
5,657円を請求します。

**おもて面の例②の場合の表示**

(3月期の請求なしで還付が発生)

	変更前		変更後	納付済額
1月期	4,200	1月期	4,200	4,200
2月期	4,200	2月期	3,535	4,200
3月期	4,200	3月期	0	0
合計額	46,200	合計額	41,335	42,000

3月期を当初決定していた4,200円から0円に、  
2月期を3,535円に変更決定。

↓  
3月期の請求は行わず、2月期は、4,200円を  
納付済みのため、差額の665円を還付します。

★請求または還付の方法は、次のとおりです。

① 3月期の給食費を請求する方

- ・ 口座振替の方……登録されている口座から4月1日(月)に振り替えます。
- ・ 口座登録のない方…同封している納付書により、4月1日(月)までに収納機関で納めてください。

※令和5年10月から、コンビニエンスストアでの納付ができるようになりました。

(コンビニエンスストア用のバーコードが印刷された納付書に限ります。)

② 還付を行う方(「過誤納金還付通知書」が同封されています)

- ・ 口座振替の方……登録されている口座に還付します。登録口座以外の口座への還付を希望される場合は、過誤納金還付通知書に記載の期日までに、教育委員会健康教育課(Tel 092-711-4643)へご連絡ください。
- ・ 口座登録のない方…同封の還付金請求書(ハガキ)に必要な事項を記入し、個人情報保護のため、「保護ラベルシール」を貼ってハガキをご返送ください。還付手続き完了後に、ご指定の口座に還付します。

※原則として、現金受取は振込可能な口座がない場合のみ受け付けます。

※他の期別(月)の給食費への充当は、令和5年度以前の未納給食費がある場合のみ選択してください。(原則として、令和6年度給食費への充当はいたしませんので、ご了承ください。)

お問い合わせ先

福岡市給食費ホームページ ➡



●あて先の住所・氏名・保護者氏名  
●給食停止・一部停止  
●学校徴収金  
お子様の学校へ に関すること

●給食費に関すること  
教育委員会健康教育課へ  
電話 092-711-4643  
FAX 092-733-5865

●就学援助に関すること  
教育委員会教育支援課へ  
電話 092-711-4693  
FAX 092-733-5780